

# 令和8年度見積合せ実施要領

見積合せに付する事項、見積合せに参加する者に必要な資格に関する事項等については、下記のとおりです。

令和8年2月12日

門真市長 宮本 一孝

記

## 1 見積合せに付する事項

(1) 件名 門真市機密文書廃棄業務委託

(2) 履行場所

ア 門真市役所（門真市中町1番1号）

イ 門真市環境水道部（門真市泉町7番23号）

ウ 門真市保健福祉センター（門真市御堂町14番1号）

エ 門真市クリーンセンター（門真市深田町19番5号）

(3) 概要 市が廃棄する機密文書の引取り及び処理に関する業務

(4) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

## 2 見積合せに参加する者に必要な資格に関する事項

本見積合せに参加できる者は、次に掲げる要件にすべて該当する者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、

更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (4) 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月6日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無に関わらず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づき入札参加除外措置を受けていない者又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無に関わらず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (6) その他前各号に掲げる要件に類し、参加することが著しく不適当と認められる者でないこと。
- (7) 令和7年度の本市の一般委託・物品等の入札参加資格者として「廃棄物処理・運搬業務、古物買取、その他処分」に登録していること。
- (8) 令和2年4月1日から申請締切日までに国又は地方公共団体と同種業務の契約を締結し、誠実に履行したこと。
- (9) 廃棄に伴う処理工場が、本市役所から法定速度を遵守した上で、自動車で概ね1時間以内の場所に位置していること。

### 3 見積合せ参加の申出

- (1) 本見積合せに参加を希望する者は、見積合せ参加申出書（様式A）及び見積書（様式B）各1部を次のとおり提出しなければなりません。なお、申請書類は持参又は郵送によるものとします。

#### ア 受付期間及び受付時間

令和8年2月12日（木）から同年2月25日（水）（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）

ただし、郵送の場合は必着とします。

#### イ 提出先

〒571-8585 門真市中町1番1号 門真市役所 本館3階

門真市総務部総務課文書法規グループ

電話 直通 06(6902) 5684

大代表 06(6902) 1231（内線2214）

代表 072(885) 1231（内線2214）

- (2) 見積合せの参加に必要な書類の交付

見積合せの参加に必要な書類は、本市ホームページ  
(<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>) よりダウンロードで交付します。

#### ア 交付書類

- (ア) 見積合せ参加申出書（様式A）

- (イ) 仕様書
- (ウ) 見積書（様式B）
- (エ) 質問・回答書（様式C）
- (オ) 電子契約意向確認兼メールアドレス届出書（電子契約希望者のみ使用）

イ 交付期間 令和8年2月12日（木）から同年2月25日（水）の午後5時30分まで  
ウ 仕様書に対する質問

仕様書に対する質問がある場合には、次の①に定める期間に次の②の問合せ先へ質問・回答書（様式C）を使用して、FAX又は電子メールにて質問してください。また、FAX又は電子メール送信後は確認のため、電話で送信した旨の連絡をしてください。

#### ① 期間

令和8年2月12日（木）から同年2月16日（月）まで

送付後の電話連絡は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）の間に行ってください。

#### ② 問合せ先

門真市中町1番1号 門真市役所 本館3階

門真市総務部総務課文書法規グループ

電話 直通 06(6902) 5684

大代表 06(6902) 1231（内線2214）

代表 072(885) 1231（内線2214）

FAX 06(6905) 3264

電子メールアドレス soumu@city.kadoma.osaka.jp

#### ③ 質問に対する回答

質問に対する回答は本市ホームページ（<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>）に令和8年2月17日（火）までに質問者が特定できないようにした上で随時、公表します。

### 4 見積合せの方法等

ア 本見積合せにおいては、金額の最低の者を契約候補者とし、見積合せ参加資格の確認後、契約の相手方と決定するものとします。

ただし、契約するに当たっては、見積り金額が、予定価格の制限の範囲内であることをとします。

イ 最低額の同額見積りが2者以上になった場合、価格交渉を行い、より安価な見積額を提示した業者を契約候補者と決定するものとします。

ウ 見積合せ参加者が、1者に満たない場合は見積合せを中止します。

エ 契約金額決定に当たっては、見積書に記載された単価の金額毎に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び

地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

なお、加算した金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第2位までとします（小数点第3位切り捨て）

（例）契約者の見積書記載の単価金額が¥70.86 とすると、

$$\text{¥}70.86 \times 110/100 = \underline{\text{¥}77.94}$$

小数点第3位以下は切り捨てるので単価契約金額は¥77.94

オ 契約代金の請求は、単価契約金額に予定数量を乗じて得た金額（乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を請求することを前提とします。

## 5 見積りの無効

次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とします。

- (1) 見積合せ参加申出書を提出していない者のした見積り
- (2) 本見積合せに参加する資格を有しない者のした見積り
- (3) 見積りに際して談合、不正行為等を行ったと認められる見積り
- (4) 所定の日時又は場所に提出しない見積り
- (5) 記名を欠く見積り
- (6) 金額を訂正した見積り又は金額の記載の不明瞭な見積り
- (7) 誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭な見積り
- (8) その他見積りに関する条件に違反した見積り
- (9) 必要とする書類を添付しない見積り
- (10) 見積合せ参加資格の事後審査に際し、必要な書類を提出しない者のした見積り

## 6 契約の締結

- (1) 契約書の作成を要します。
- (2) 契約の相手方として確認され、通知を受けたときは、速やかに契約締結の申出をしなければなりません。なお、契約の締結は、原則、情報通信の技術を利用する方法（電子契約）により行います。契約候補者の意向確認を得た上で、3(2)ア(オ)電子契約意向確認兼メールアドレス届出書の提出を求めます。

## 7 契約保証金

契約の締結に際しては、契約単価にそれぞれの予定数量を乗じた金額を合計し、その総合計金額の100分の5以上の契約保証金を納めなければなりません。ただし、門真市契約に関する規則第21条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除します。

## 8 支払条件

部分払及び完了払（検査完了後、請求書の受理日より30日以内の支払）

## 9 その他

- (1) 見積合せ参加者は、実施要領のほか関係する法令及び規則等を熟知し、かつ、遵守してください。

- (2) 本見積合せに関し、添付様式がある場合は、添付様式又はそれに準ずる様式を使用してください。
- (3) 元請負人、下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。ただし、契約金額5,000,000円未満のものについては、この限りではありません。
- (4) 元請負人、下請負人等は、契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けた際には、市へ速やかに報告してください。
- (5) 下請負人等との契約締結に当たり、当該契約書には暴力団又は暴力団密接関係者の関わりが判明すれば契約を解除すること等、暴力団の排除に関する条項を盛り込むようにしてください。
- (6) 元請負人、下請負人等は、契約の履行を妨げる社会通念上不当な要求及び不当な介入を受けた際は、門真市公共工事等不当介入対応マニュアルの規定に従い、適切に対処してください。
- (7) 入札行為及び契約締結行為の途中並びに契約の履行中に、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱の入札参加停止措置要件又は、門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱の入札参加除外措置要件に該当した場合は、当該規定に基づき、必要な措置を講じるものとします。

## 10 問合せ先

門真市中町1番1号 門真市役所 本館3階

門真市総務部総務課文書法規グループ

電話 直通 06(6902)5684

大代表 06(6902)1231（内線2214）

代表 072(885)1231（内線2214）